

整理課

一復 第四一六號

第一復官官署舎地方在誌部一般

改正官吏俸給令等の施行に伴ふ経過的取扱方等について

昭和廿一年九月廿五日

復員廳第一復員局文書課長 美山 要藏

首題の件については本号八月二十一日復第ニ九七號によつて準備中のことと思ふが官吏の俸給等について昭和二十一年勅令第四百三十五號(官中俸給令の一部を改正する等の件別紙等)が九月十九日公布即日施行せられ他の関係規定も夫々改められたので左記要領によつて実施することに定められたから命によつて通牒する。

左記

一 俸給及び給料

昭和三十一年七月一日において既に官吏又は雇傭人等であつた者内地外にある者を除く(の俸給又は給料は官廳職員給與制度改正実施要綱第三の五又は同要綱別紙官廳雇傭人給與制度改正要綱第四の二並びに八月二十三日一復第ニ九七號(新號俸の切り替要領)について左記第一號乃至第五號によつて定められた俸給又は給料とする)

(註) (一) 一復第九七號第五號は業務の實質上官吏とすべからざるに拘らず補任手

續の遅延定員の関係その他特別の事情により囑託として者に限り適用し囑託的業務に任じて居る者には適用しない

(二) 官廳雇傭人給與制度改正要綱第二の第三號の囑託雇傭人の給與は従前の通り

とし切り替を実施しない

ろ 昭和二十一年七月二日以後任用の者の俸給又は給料は官廳職員給與制度改正

実施要綱第二の三又は官廳雇傭人給與制度改正要綱第四の二による但し元雇人

軍属から任用せられた者は再任の場合として計算した金額を基準とし七月一日

に於て現に官吏又は雇傭人等であつた者との均衡を考慮して定めたる俸給又は給料

とする

ハ 雇傭人初任給勞務職員の部は要綱案別表第四によらず別紙第二による

ニ 昭和二十一年七月一日において現に内地權太を除く以下同じ外にある者の俸給及

び給料については別に之れを定める

三 臨時勤務地手当

ノ 本件勅令第四百三十五號第十一條によつて六大都市及び之に準ずる地域(本年八月九日一復第三五九號による指定地)に同じ所在の官署に在勤する者(復員廳職員給與等

領第十四條該當者)に限るに本年七月一日以後支給する

之 臨時勤務地手当の支給額は俸給又は給料の二割に相當する金額としその支給方法は俸給又は給料の支給の例による

三 臨時家族手当

ノ 受給者の範囲は復員廳職員給與等領第十四條に該當する者にしてその扶養家族を有する者とし本年七月一日以後改正額による

之 扶養家族の範囲は官廳職員給與制度改正実施要綱第二の六のノによるの外左の各条による

イ 二人以上の者が同一家族を扶養する場合(職員でないものが扶養する場合を含む)の臨時家族手当の受給者はその扶養家族と同居する者を第一順位としその扶養家

族と別居する者を第三順位とする。

前項の第一順位者又は第二順位者が数人ある場合に於ける受給者は法律に定める扶養義務者の順位(同順位内)に於ては男は女に長は幼に先(こと)によつてこれを定める。

四 扶養家族の範囲の運用方針については別紙第三による。

三 臨時家族手當の月額額は扶養家族一人に付左の区分による。

四 六大都市及び之に準ずる地域所在官署在勤者

百圓

三 市制施行地域及び之に準ずる地域所在官署在勤者

八十圓

二 その他の地域所在官署在勤者

六十圓

右の地域区分は本号八月九日一復第二五九號による指定と同一である。

四 轉任又は轉職によつてその地域別金額に異動を生じたときは発令の日の属する月の翌月からこれが支給額を改定する。

五 臨時家族手当支給に關しては以上の外復員應給職員給與手領第三節第二十四條第二

十五條第三十八條を除くの規定による

6. 内地外に在る者については別に定むる所による

四 経過的差額支給

ノ 本耳七月分乃至九月分の給与は新給与制度により支給すべき左の上欄の給与の合計額から同期間に旧給与制度によつて既に支給済に係る左の下欄の給与の合計額を差し引いた残額に相當する金額を経過的差額支給額として追給する但し既に退職した者で住所不明等の爲追給困難な者に対しては追給しなくてと差支ない

新給与種類		旧給与種類	
俸給又は給料	俸給又は給料	俸給又は給料	俸給又は給料
臨時勤務地手当	臨時物價手当	臨時物價手当	臨時物價手当
臨時家族手当	勤続手当	勤続手当	勤続手当
	臨時手当	臨時手当	臨時手当
	臨時家族手当	臨時家族手当	臨時家族手当

右の追給額の支分科目は本年八月二十八日経主第九〇号による

昭和三十一年七月一日以後他廳に轉任又は轉職した者の切り替は七月一日在籍

した官署に於て切り替調書を作製しそれに基いて轉任又は轉職した日の属する月

分迄の追給を実施し切り替調書を後任廳に送付しなければならない但し第一復員

官署相互間の轉任轉職の場合は関係廳に於て協議の上後任廳に於て調書の作製及

び追給の実施を委任して差支へない

内地外に在る者については別に定むる所による

六 切り替調書

調書の作製要領は本年九月十四日経法第三七三号による

本年七月一日現在在職してゐる者がその後退職した場合は七月一日在籍の官署

で作製して提付しなければならない

切り替調書は本年十月十五日迄に確実に第一復員局經理部に到着する様に送付

しなければならない

別紙

- 第一 官吏俸給令の一部改正等の件
- 第二 雇傭人初任給(事務職員)の部
- 第三 臨時家族手当支給の運用方針

附録

官吏俸給令の一部を改正する等の件

(昭和二十二年九月十九日
勅令文四三五号)

勅令第四三五號

第一條 官吏俸給令の一部を次のやうに改正する

第一條 親任式ヲ以テ任ズル官吏ノ俸給ハ左ノ如シ

内閣總理大臣

月額 三千圓

各省大臣

月額 二千五百圓

國務大臣

枢密院議長

特定全權大使

判事

検事

會計検査院長

行政裁判所長官

東京都長官

戦災復興院總裁

月額 二千百圓

枢密院副議長

枢密顧問官

月額 二千圓

第一條ノニ 親任式ヲ以テ任ズル官吏以外ノ官吏ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別

表ニ依ル

第十條中各廳ノ事務ノ繁閑ニ依リテ教習中其他ノ事由ニ因リ以テ改メ

別表を次のやうに改める

別表

一號俸	三 百 圓	六號俸	四 百 六 十 圓	十一號俸	六 百 六 十 圓
二號俸	三 百 三 十 圓	七號俸	五 百 圓	十二號俸	七 百 圓
三號俸	三 百 六 十 圓	八號俸	五 百 四 十 圓	十三號俸	七 百 五 十 圓
四號俸	三 百 九 十 圓	九號俸	五 百 八 十 圓	十四號俸	八 百 圓
五號俸	四 百 二 十 圓	十號俸	六 百 二 十 圓	十五號俸	八 百 五 十 圓

十六	号俸	九百圓	二十一	号俸	千五百圓	二十六	号俸	千六百圓
十七	号俸	九百五十圓	二十二	号俸	千二百圓	二十七	号俸	千七百圓
十八	号俸	千圓	二十三	号俸	千三百圓	二十八	号俸	千八百圓
十九	号俸	千五十圓	二十四	号俸	千四百圓	二十九	号俸	千九百圓
二十	号俸	千百圓	二十五	号俸	千五百圓	三十	号俸	二千圓

第十二條乃至第十條略

第十一條 大正九年勅令第四百五号(交通至難の場所に在勤する職員に手当を給與する勅令)の一部を次のやうに改正する

第一項中其ノ他ノ其ノ他職員ノ生活上特殊ノ事情アルに改め月額四十五圓以内ノ及
び但書を削り第三項中其ノ他ノ其ノ他職員ノ生活上特殊ノ事情アルに改める

第十二條略

附 則

この勅令は公布の日からこれを施行する

第一條乃至第五條及び第十一條の規定は昭和二十一年七月一日以後の給與につき第六條乃至第十條及び第十二條並びに附則第七項の規定は同年十月一日からこれを適用する

昭和二十一年七月一日において現に官吏(親任式を以て任ずる官吏を除く)であつた者が官吏俸給の改正規定により受くべき俸給に關して必要な事項はこの勅令施行の際に限り大藏大臣がこれを定める

昭和二十一年七月一日において現に内地(樺太を除く)以下同じ所にある官吏の俸給の額は官吏俸給令の改正規定にかかはらずその者の内地帰還までの間はその者が同日において現に受ける俸給の額及び臨時物價手当額と大藏大臣が定める臨時手当相当額との合計額とする
前項の規定に該當する者かその内地帰還に際し官吏俸給令の改正規定により受くべき俸給に關して必要な事項は大藏大臣がこれを定める

昭和二十一年七月分乃至九月分の俸給に關しては大藏大臣が特別の定めをなすことが出来る

左に掲げる勅令はこれを廢止する

帝國大學高等官官俸給令

道府縣立少尉教護院職員耳功加俸令

勤續手当給與令

臨時手当給與令

明治三十六年勅令第7号（備員俸給令及び備員その他に給する諸手當の支給方に
關する勅令）

明治三十三年勅令第百三十三号（陸海軍准士官以下で恩給を受ける者が官吏に任
ぜられた場合における俸給に關する勅令）

明治三十三年勅令第百七十三号（准士官以下で恩給を受ける者が文官判任官以
上に任ぜられた場合における諸給與及び納金
計算方に關する勅令）

明治三十七年勅令第百三十二号（戦時又は事変に際し召集せられたる貴族院及び衆
議院の守衛に關する勅令）

明治三十七年勅令第百六号（文官で陸海軍に召集された者の俸給支給に關する
勅令）

大正九年勅令第百六十三号（府縣知事加俸に關する勅令）

昭和六年勅令第百四十三号（二以上の俸給を受ける官吏及び待遇官吏の減俸に關
する勅令）

昭和十二年勅令第四百六十五号
（文官同待遇者に支給する休職俸給及び准士官以上
の俸給額に支給する停職俸給計算の基礎とするべ
き俸給額に關する勅令）

昭和十六年勅令第五百二十号（臨時手當給與の勅令）

理 由

最近における經濟事情等に顧み官吏その他の政府職員の給與制度を改正する必要
があるからである

別紙第三

雇傭人初任給 (勞務職員の部)

一 勞務職員の初任給は別表第三によらなくて原則として基本額に年齢加算額を加へた金額とすること

二 基本額は國民學校初等科修了者にあつては二五〇圓以内、高等科修了者にあつては二八〇圓以内とすること

三 年齢加算は國民學校初等科又は高等科修了後滿一箇年毎に十圓とすること 但し國民學校初等科修了後十二箇年以上の者は十二箇年として國民學校高等科修了後十箇

年以上のものは十箇年として加算額を計算する 中等學校卒業者については前項の加算額を其の者の卒業した中等學校の修業年限一箇年毎に三十圓以内とすることができる

四 前各項の加算後の金額が別表第三又は第三の号体に該当しないときはその直近上位の号体とすることができる

五 特別の重労働又は技能を要する職務に従事する勞務職員の初任給は前各項によつて計算した金額に一定の金額以内を計算するものとすることができる 若し一定金額の加算については前管大臣が夫藏大臣と協議してこれを定める

別紙第三

臨時家族手当支給の運用方針

- 一、妻及び満十八歳未満の子が扶養家族であるかどうかの運用は概ね従前同様とし必ずし
も「扶養家族認定申告書」を提出させなくともよい但し「相當の勤勞所得又産所得事業
所得等」月収額が概ね二百圓以上の者はこれを扶養家族と認めないこと
- 二、妻及び満十八歳未満の子以外の家族については「扶養家族認定申請書」によつて果し
て主として職員収入によつて生計を維持してゐる者であるかどうかを調査し「勤勞所
得又産所得事業所得等」の月収額が概ね百圓以上のものはこれを扶養家族と認めないこと